

栄養教諭の配置促進を求める意見書

近年、我が国では食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、食の安全等、さまざまな問題が生じていることから、子どもたちが食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間に育つよう、食育を推進することが喫緊の課題となっている。

このため、平成17年6月に食育基本法が施行され、さらに平成18年3月には政府の食育推進基本計画が策定され、現在、これらに基づき、国と地方公共団体とが連携し、食育の推進を図っている。

子どもたちに対する食育を推進するためには、学校における食に関する指導が重要であることから、教員としての資質能力と栄養に関する専門知識を持った栄養教諭を中心に、各学校での全体的な指導計画の作成、教職員や家庭、地域との連携や調整、各教科等での指導への参画などに取り組むことが不可欠である。

こうしたことから、国の食育推進基本計画においては、栄養教諭が「各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員」とされており、「全都道府県における早期配置が必要」、「栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進」が掲げられ、最重要の取り組みとして位置づけられている。

神奈川県においては、平成19年4月に8名の栄養教諭が配置され、現在では、26名の栄養教諭が食育に積極的に取り組み、大きな成果を上げているが、さらなる配置の促進が望まれる。

よって、神奈川県におかれては、小学校における「食に関する指導」の中核的な職となる栄養教諭への円滑な移行に向けた取り組みなど、栄養教諭配置の一層の促進が図られるよう、当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

藤 沢 市 議 会

神奈川県知事 あて